

第百三十二回国会 大蔵委員会

議 録 第 十 六 号

平成七年五月十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 尾身 幸次君

理事 石原 伸晃君

理事 村上誠一郎君

理事 北側 一雄君

理事 早川 勝君

大島 理森君

岸田 文雄君

小泉純一郎君

中山 利生君

堀之内久男君

宮里 松正君

山本 公一君

井奥 貞雄君

倉田 栄喜君

谷口 隆義君

中村 時広君

宮地 正介君

永井 哲男君

日野 市朗君

田中 秀征君

小森 龍邦君

出席國務大臣

大蔵 大臣 武村 正義君

出席政府委員

大蔵政務次官 秋山 教蔵君

大蔵省主税局長 小川 是君

大蔵省証券局長 日高 壮平君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省銀行局保 山口 公生君

大蔵省銀行局保 山口 公生君

委員外の出席者

厚生省社会・援 高山 康信君

護局地域福祉課 長

理事 金子 一義君

理事 新井 将敬君

理事 村井 仁君

理事 五十嵐まゆみ君

大原 一三君

熊代 昭彦君

中谷 元君

福田 康夫君

松下 忠洋君

茂木 敏充君

青木 宏之君

上田 清司君

竹内 謙君

中田 宏君

藤井 裕久君

大島 章宏君

濱田 健一君

渡辺 嘉蔵君

佐々木陸海君

委員の異動

五月十六日

辞任

塩崎 恭久君

中谷 元君

平田 米男君

中村 正男君

同日

辞任

松下 忠洋君

山本 公一君

倉田 栄喜君

大島 章宏君

農林水産省経済 米田 実君

局農業協同組合 課長

運輸省自動車交 星野 茂夫君

通局保障課長

大蔵委員会調査 室長

中川 浩扶君

補欠選任

松下 忠洋君

山本 公一君

倉田 栄喜君

大島 章宏君

補欠選任

塩崎 恭久君

中谷 元君

平田 米男君

中村 正男君

五月十五日

平成七年度における公債の発行の特例に関する

法律案(内閣提出第九八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第九九号)

同月十六日

共済年金の制度改革に関する諸願外四件(種積

良行君紹介)(第九九三号)

同(荒井広幸君紹介)(第一〇四四号)

同(藤井孝男君紹介)(第一〇四八号)

同(渡部恒三君紹介)(第一〇四九号)

同(虎島和夫君紹介)(第一〇五六号)

同(森喜朗君紹介)(第一〇五七号)

同(瓦力君紹介)(第一〇六六号)

同(坂本三十次君紹介)(第一〇六七号)

同(福永信彦君紹介)(第一〇六八号)

同(野田聖子君紹介)(第一〇八四号)

同(松永光君紹介)(第一〇八五号)

同(山本拓君紹介)(第一〇八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

保険業法案(内閣提出第九三号)

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律案(内閣提出第九四号)

○尾身委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、保険業法案及び保険業法の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括

して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。村井仁君。

○村井委員 法律案の審議も大詰めに近づいてま

りましたけれども、まだまだ大切な問題もありま

して、しかし、時間の限度もございませう。少し細

かくなるかもしれないけれども、それから一部

確認的な質問になるかもしれないけれども、この法案

について基本的な問題を幾つかまず保険部長にお

伺いしてまいりたいと思います。

ブローカー制度につきまして、これはもう今ま

でも何度かいろいろ話がありましたが、我が国

にとってなじみのない制度でありますので、契約

者保護のために配慮をしなければならぬけれど

も、一方で、例えば営業保証金を過大に積ませる

というようなことになりますと、参入障壁という

ような非難を受ける危険もある。それからまた、

賠償責任保険でいくんだという説明も伺っており

ますけれども、これもよく考えると、故意とかあ

るいは重過失とかいうような話になりますと、免

責が働くことも考えられまして機能しないという

可能性もある。

日米協議なんかの経過もあるんだとは思います

けれども、当面、現実的に考えますと、一定規模

以上の法人などの経営基盤が確かな者に限って、

それからまたブローカーが相手にする保険契約者

というのでも自己責任を十分に問えるような大規模

の企業案件、そんなようなものに限って認めてい

くというような方針でいくというのが現実的では

ないだろうかという感じがするんですが、

まずその点につきまして、保険部長いかがござ

いますでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険ブローカーは保険契約

者のため、または中立の立場で保険募集を行うも

のでございまして、保険会社としてはその保険ブ

ローカーの行為に責任を負わないということのため

に、契約者の保護の観点からいろいろな措置を

図る必要があるというふうに思っております。

また、先生御指摘のように、そういった観点か

ら見て、実際的に少し制限的な方がスムーズにい

くのではないかと御指摘もよくわかる議論だ

と思うのでございませうけれども、私どもが今審議

をお願ひ申し上げております法案におきまして

は、登録制をとりまして、保険募集に係る業務を

的確に遂行するに足りる能力を有しない者には登

録を認めないというふうにしておりますほか、代

理店との兼業禁止、賠償資力の確保措置あるいは

権限、損害賠償に関する事項を記載した書面の交

付の義務、ベストアドバイザー義務などさまざま

行為規制や、事業報告書の提出など大蔵大臣の監

督規定を設けてまして契約者保護を図ってまいり

たいと思っております。

問題として非常にわかる議論でございますが、そのことを法的に書き込むということはあるいは規制するということはやや難しいかなというふう

に思っております。ただ、ブローカーが活発に活動しておりますが米諸国の例を見た場合におきましても、ブローカーは一般的に大企業の物件を中心とし、中立的な立場からいわゆるオーダーメイドの商品を媒介する者として特色のあるサービス提供をやっておりますので、我が国においてもこのような活動が期待されるところでございます。

いづれにせよ、御指摘の点については、今申し上げましたような登録要件など、契約者保護の観点からいろいろ配慮をしてみたいと思っております。

○村井委員 もう一つ、いわゆる生保で償行化している一社専属制というものにつきまして相当な議論があったわけでございますけれども、これにつきましても、損保はその代理店を活用できるようにクロスマーケティングを確実にしたい、こういう考え方を非常に強く持っており、それから一方で、現在でも代理店を使っている中小生保の中には損保との乗り合い制による共存を希望している、生損保の乗り入れということを考えますと、一社専属制の例外というものについてどういものが認められるのかという基準、これにつきまして相当関心が集まっているようであります。

これにつきまして、先日の御答弁の中で、基準の一つとして代理店の人数規模ということをおっしゃいました。それで、一方、谷口委員が要求しまして省令で決める事項について御整理をいたしたいわけでございますが、その法律二百八十二条三項の政令の関連でこの点が触れられまして、「業務を的確かつ公正に遂行するに必要な人的構成」こんなような表現でこの部分が整理されている、こういうような状況でありますけれども、人数規模による制限ではなくて、一定の知識、経験があればよいというようなことも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、このあ

たりどんなふうにお考えでしょうか、ちょっとこれは確認的な意味でありますけれども。

○山口(公)政府委員 現行の募集取締法が制定されましたのは、昭和二十三年でございます。そのころは、敗戦による経済破綻によりまして壊滅的打撃をこうむった生命保険各社が経営基盤確立のために、熾烈な新契約獲得と小口契約の整理、乗りかえが行われまして、その結果、いわゆる乗りかえ募集や不正手法などの不適正な募集が横行したという歴史がございます。このため、契約者保護の観点から、生命保険会社の募集人の教育体制の確立、責任の明確化が重要と考えられまして、そこで一社専属制が導入されたわけでございます。

以来、五十年弱にわたりましたこの制度は維持されて、専業営業職員体制の改善努力等を通じて、販売活動の安定化、生命保険業の発展等に貢献し、現在におきましても、十分なコンサルティングサービス、アフターサービスを効果的に提供していくためには、生命保険商品の販売におきまして一社専属制の果たすべき役割は重要だということに考えられるわけでございます。

こうしたことから、今回の改正法案におきましては、原則一社専属制を維持しつつ、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化が利用者の立場、国民経済的見地から必要なものとなっていることにも配慮しまして、契約者保護に欠けるおそれのないものと認められる場合に限りまして、生命保険募集人の一社専属制の例外として緩和することを御願い申し上げているわけでございます。

したがって、長々と御説明申し上げましたが、今回の法改正によりまして、一社専属制という、非常に歴史的に経緯があって、そこで確立されてきた制度を今回初めて緩和させていただくわけでございますので、これがために万が一にも契約者保護に欠けるようなことになってはならないということ、一社専属制の例外の範囲について、せんだって申し述べましたように、また御提

出させていただいた資料のように三つの要素を書かせていただきました。それを考慮しながら検討を進めさせていただきます。

いづれにせよ、五十年弱続いたこの制度の変革でありまして、一方で御指摘のようなクロスマーケティング等にも配慮しつつも、慎重な対応をさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○村井委員 今お話しのように、生命保険の場合には、とりわけ一般不特定多数の個人契約者というものが対象になるわけですから、それに対する情報をきちんと提供するか、そういう意味で、研修ですとかそういうようなことをきちんとやらせるという意味で、一社専属制の果たす役割というものは私は大きいと思えます。そういう大筋のところを崩さないようにしながら、しかし、相互参入を認めたということの効果というものを減殺することがないように、また生損保それぞれが持つ経営資源というものをうまく生かしていくように、ひとつ運用の妙を図っていただきたいと思えます。

それからもう一つ、ファイアオールにつきましては、銀証の、銀行、証券の間のファイアオールと比べて低いものになるということは、これは大体確認済みであります。銀行、証券の間には、当然のことながら、まず利益相反の可能性がりますし、それから抱き合わせ販売のおそれやあるいは銀行の産業支配力というものが考慮されて、ある程度高いファイアオールになっているわけでありまして、生損保の間というのは、同じ保険であるし、経営の独立性確保によるリスクの遮断というものがあればそれだけで十分ではないか。そういう意味では、省令で基準が明定されていけば足りるので、通達などによる規制は不要んじゃないか。

銀行、証券の間では、例えば証券会社役員が親金融機関役員等へ復帰することを禁止するとかあるいは制限するとか、あるいは子会社の本社を親金融機関の本社と同一建物の中に設置することを

禁止するとか、それから情報遮断措置のない限りコンピュータの共用を禁止するとか、あるいはダイリニングルームの共用を禁止するとか、そんな点を通達で決めていると聞いております。

そういうようなところまでやらなきゃいけないのかどうか。省令で明定された範囲内くらいのところでは生損保の関係のファイアオールというのはいいんじゃないかという気がするんですけれども、その辺、御見解いかがですか。

○山口(公)政府委員 省令以下の生損保間のファイアオールにつきましては、御指摘のとおり、銀証におけるような利益相反等といった問題が比較的起こりにくいこと、それから親子間の経営資源の有効活用という観点からのクロスマーケティングの趣旨を踏まえれば、御指摘のように総じて銀証間のファイアオールよりも低いものが考えられると思えます。

しかしながら、子会社である以上は親会社からある程度独立していることが必要と考えられますこと、それから生損保の兼業禁止の趣旨も配慮する必要がありますので、こうした点にきめ細かく対応するためには、銀証の例も今いみじくも先生御指摘いただきましたけれども、いろいろ通達あるいは自主ルール等で細かく決めておりまして、そういった銀証の例にもかんがみまして、通達などではつきりさせていくファイアオールが適当ではないかと考えておりますが、いづれにせよ、法律や政省令の趣旨にきちっと合った形でやらせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

○村井委員 もう一つ、また大変細かい問題になりますけれども、法律の九十八条でしたか、付随業務がずっと並べてある中で、業務の代理、事務の代行というところが、第一項第一号だと思っておりますが、いづれもまとめて、生損保兼業禁止の確保の観点から、省令で定めるものは認可に係らぬ、こういうような構成になっているわけでありまして、そこで、業務の代理というのはこれは法律行為

ですから、そういう意味では私はきちんとそういう形で縛って認可の対象にするというのはよくわかるんですけれども、事務の代行というのはこれはどちらかというと単なる事実行為にすぎないので、特段に生損保の兼営禁止という観点から問題はないのではないか。さような意味で、幅広く認めてもいいのではないかと感じがするんです。

しかしながら、この条文を見ますと、両方とも、省令で定めるものは認可の対象、こうなっているわけですが、一体認可に係らしめる必要のある事務代行とはどんなものがあるんでしょうか。そこをちょっと御教示をいただければありがたいと思います。

○山口(公)政府委員 先生御指摘のように、業務代理というのは法律的な行為、事務代行というのは言葉どおりとりますと事実的な行為という性格の、あるいはニュアンスの違いは存在するということに私も思います。御指摘のとおりだと思っておりますが、具体的な行為について、これらが混然として明確な判別が困難な場合もあるし、また、事務代行でありまして、その具体的な内容によりましては生損保兼営禁止の趣旨の潜脱となるおそれのあることから、業務代理のみならず、事務代行についても認可に係らしめることとしております。

具体的に申さなければどうもイメージがわからないというのともございまして、省令で規定され、認可の対象と考えています事務代行としましては、例えば保険料の集金あるいは保険金の支払いなどが当たるのかなという感じを持っております。

○村井委員 その今おっしゃったことは、認可を受けなければできないということになるわけですか。

○山口(公)政府委員 そうでございます。認可を受けてやっていたということでございます。

○村井委員 もう一つ、念を押して伺いたいのですが、その事務の代行という中で、今度はそこに

省令で書かないと、付随業務ですから全然できないということに論理的にはなりませんか。

○山口(公)政府委員 「大蔵省令で定めるものに限る。」というふうに書いてございまして、そのとおりでございます。

○村井委員 わかりました。それからもう一つ、いわゆる非社員契約ですね。これにつきましては、実は先日谷口委員が要求した資料でこれを見ておりましたら、この資料の二ページ目の「第六十三条第一項(非社員契約)」のところ、「法律案」では「剰余金の分配のない保険契約その他の大蔵省令で定める種類の保険契約」というようにありまして、そして「省令の内容」として掲げられているのを見ますと、「短期の保険や自動車損害賠償責任保険のようにノロス・ノープロフィットの原則がとられている保険等の無配当保険を定める。」こんなふうになっておりまして、それを「省令で定める」と書いてあって、要するにお伺いしたいのは、「剰余金の分配のない保険契約」が実は右側にそのまま書かれていないということなんです。それで、それ以外の「その他の大蔵省令で定める種類の保険契約」というところが余りはつきりしないのですが、例えばどんなものがあるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 御指摘の省令の内容としましては、短期の保険や自動車損害賠償責任保険などの典型的な無配当保険のほか、剰余金の分配という形で負担の調整が行われるものの、実質的には無配当保険と考えられるような保険が考えられるわけでございます。例えば具体的な例で申し上げますと、再保険契約におきまして、再保険契約を受ける会社と再保険契約を出す会社の間でどちらか一方のみが利益を受けないように調整を行うことがございまして、これを一般的には保険料の減額や割り戻し等で行っておりますが、ごくわずかの例ではございまして、これと同じ目的で剰余金の分配という形でやっている例がございまして、このようなものも非社員契約とすることを検討しているわけでございます。

したがって、再保険契約におけるそういう特殊な場合というようなのがその例に当たろうかと思うわけでございます。

○村井委員 ありがとうございます。以上、これまでの審議で出てきたいろいろな問題の中で、ちょっと詰めてお伺いしたいなと思つた点につきまして確認をさせていただきます。

きょうは厚生省の社会・援護局の高山地域福祉課長、それから運輸省の自動車交通局の星野保障課長、農水省の経済局米田農業協同組合課長、それぞれおいでいただいていると承知しておりますが、実はこの法律、保険業法の改正に関連いたしまして、自賠法の方も一部いじられているということも御案内のとおりでありまして、附則で若干の修正が行われているわけでありまして、しかしながら、この自賠法の修正そのものについてお伺いするということよりは、自賠責に係る問題というのはなかなか大きな問題でございますので、これにつきまして少しお伺いをさせていただきますか。

先日、五月九日ございましたか、それぞれの共済制度につきまして概括お話を聞かせていただきました。その中で大変印象的でありましたのは、中小企業協同組合あるいは農業協同組合というものはそれぞれ一定の要件を持っている者だけが入れる、つまり、中小企業者であるとか、あるいは農業経営者であるとか農業者であるとかいうことが条件になっている。それに対して、だれでも入れるという特徴を非常に顕著に持っているのが生協ではないか、お伺いしてどういう印象を受けたわけですか。

聞くとところによりまして、例えば生命共済などをやっております場合、組合員になるために百円払えばだれでもなれる。かなり自立した広告をテレビや新聞なんかでも打っておられる。先ほど申し上げたように、中小企業協同組合や農業協同組合のように、中小企業協同組合や農業協同組合のようにならずそのメンバーになるのに一定の前提条件があるというのと違つてすれば、例えば私

を含めまして一億二千五百万人の国民がすべて生活者であるということを考えれば、事実上、その生活協同組合というのは不特定多数を相手にするものだというところは言えないのでしょうか。まずその点、これは御担当は厚生省ですね、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○高山説明員 お答え申し上げます。生協は、地域あるいは職域における人と人とのつながりを基礎とする相互扶助組織でございます。一定の地域や一定の職場に属し、そして組合の運営を担おうとする意識を持つ者がだれでも出資金を払って組合員になることができるとされておりますが、生協法で定められております。

しかしながら、生協が行う事業につきましては対象が組合員に限定をされております。このような、先ほど申しましたようなそれぞれの職域あるいは地域に該当した方できらに組合員になった方、こういう方に限定されておりました。御趣旨の、不特定多数を相手にして事業を行っているというわけではございません。

○村井委員 百円で組合員になれるということが不特定多数を相手にしてはいけないということのベアになるかどうかというのはまだ議論の分かれるところだと思つたわけですが、時間の制約もありまして、全労済の自賠責参入問題というのが与党のプロジェクトチームで検討され、あるいは合意されているという新聞報道がございまして、それで、まず自賠責の性格というのにつきまして確認をさせていただきますか。

時間の関係がありますので私の方から申し上げさせていただきますけれども、自賠責というのは、モータリゼーションの進展によりまして人身事故が多発し、この賠償を行わなければ大きな社会問題になる、そういう観点から、民法の原則にかかわらず、加害者は免責要件のすべてを立証できなければ責任を免れない、こういうことにしまして、事実上の無過失責任に近い賠償責任を加害

者に負わせ、その履行を担保するために自動車運行者すべてが加入する強制保険としている、まずこれが一点ありますね。

それからさらに、自賠責は社会保障的な性格が強いので適正な運営が求められるわけであり、強けれども、その運営をもし国が直接行ったのでは、これはもう大変膨大な組織、人員を要することから、できるだけ民間活力を生かそうということ、そもそもスタートから民間保険が担当するということを原則にし、そして、国は保険責任の六割を再保険という形で負担するといえますか面倒を見る、こういう仕掛けになっている。その意味で、保険が原則で、共済というのは、損保の店舗展開が手薄な農村部での契約者の利便という点から農協共済に限って特例として認められたもの、このように私は理解しております。

また、自賠責は、無保険者の発生を防止するために契約の引き受け義務というものを保険と農協共済と両方に課するとともに、合意によって解約するということも制約を課している、大体こんなふうなことだと考えますが、これは運輸省と農林省でよろしゅうございませうか、確認をさせていただきます。

○星野説明員 現行自賠法の制度の考え方についてでございますが、基本的な考え方は、ただいま先生から御指摘いただきましたとおりである、そのように認識をいたしております。

○米田説明員 農協の自賠責参入の経緯及び契約引き受けないしは合意による解約の関係、これにつきましましては、自賠法に規定されておまして、先生のおっしゃるとおりでございます。

○村井委員 その中で幾つかお伺いしたいわけですが、広い意味での国営の保険という言い方は、ちょっと言い方が過ぎるかもしれません、しかし国が非常に深く関与している保険という意味で、そのすべての契約者、被害者に対して公平、公正な取り扱いを行う、これがこの制度にとつては非常に重要な、私はこう思うわけであり

そういう意味で、損害調査体制あるいは事務処理体制、それから担当する人間の人的な研修を行う体制、こういったものの整備が必要だということとを聞いておりますが、この点につきましまして、運輸省からお話を聞かせていただけますか。

○星野説明員 先生御指摘いただきましたとおり、自賠責制度は全国的な制度でございます。したがって、すべての国民あるいは被害者に対して公平かつ公正な取り扱いを行うために、今全労済の参入ということが議題になっておるわけでございますが、仮に参入をするという際には、やはり損害保険会社あるいは農協における現行の損害調査、事務処理体制に見合った体制を整備していただく必要があるかと考えております。

そういう側面から申し上げまして、例えば全労済加入の各単位共済間の損害調査体制の一本化といったようなことを含めまして、それなりに体制整備に御努力をいただかなければいけない点があるろうかというふうにご考えております。

○村井委員 さらに、共済責任というものを確実に果たすための財政基盤が必要であるということ、を以前伺ったように思いますけれども、この点につきましましては、私もどうもよくわからない点もありませんので、少し詳しく御説明いただかせませんか。例えば責任準備金ですとか、それから、今料率は赤字料率ですとね、そういう意味で当分の赤字処理の問題、これにつきましまして、非常に技術的な話になりますけれども、お話を聞かせていただけますか。

○星野説明員 御承知のとおり、保険あるいは共済制度の運営に当たりましては、受取共済掛金につきましましては、例えば損保あるいは農協と同様に、義務積立金の形で将来の契約履行のために留保しておく必要があるわけでございます。

ただ、ただいま先生からお話ございましたとおり、現在の自賠責保険の料率は赤字料率でございます。まして、收受した共済掛金あるいは保険料だけでは将来の契約の履行義務を果たすには不十分である、そういう実態にございますので、仮に自賠

責に参入するに当たっては、何らかの別途の財源で必要な積立金をあらかじめ準備していただく必要がある。そういう面でも、契約の履行を確実にするために必要な責任準備金と申しますか、必要な準備金を確保していただかなければならない、そういうふうに考えております。

○村井委員 非常に大切なポイントがいろいろあるんだということを認識させていただいたと思っております。そこで、次にちょっと厚生省にお伺いしたいのですが、生協の一つであります全労済を自賠責に参入させますときに、非常に技術的な話になって申しわけないんですが、車が組合員以外に転売された、そういうときにはどうなるのでしょうか。つまり、員外利用というのは一切ない、こういうことになっていきますか。たまたま車を組合員から買ったということになりますと、それだけで今度組合員に加入を強制されるということになりますか。

もしそういうことになるとすると、組合員に対する加入脱退の自由というのは、私の理解するところでは、どの組合でも、これは農協でも中小企業協同組合でも生協でもすべて制度の根幹であるはずですね。そういう意味でも、加入脱退の自由に触れるということになると非常に問題が大きいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○高山説明員 お答え申し上げます。生協の行う事業につきましましては、組合員による利用が原則でございます。また一方、自賠法につきましましては、すべての自動車に保険ないし共済にかかっているなければならない、またそれぞれの保険会社、農協では契約引き受け義務がございませう。そういう面がございませうので、全労済が自賠責事業に参入した場合につきましまして、この生協の原則あるいは自賠法の原則の調整を図ることが必要であるという御指摘だと思っております。

厚生省といたしましては、自賠法の趣旨にかんがみまして、無保険者が発生するのを防止しなければならぬわけでございますので、仮に組

合員の所有の車を非組合員の方に譲渡した場合につきましましては、これは生協法第十二条の第三項で定められております員外利用の許可の規定がございませうけれども、自賠責共済契約の更新の時期を限定いたしました員外利用を認めることが適当ではないかと考えております。

○村井委員 そうすると、この前以来、生協の共済につきましましては員外利用はないということ、私は承ってきたわけですが、自賠責に全労済が参入するということになりますと、これに例外をつくるということになりますか。

○高山説明員 どのような形にするかにつきましては、私どもから申し上げることはできませんけれども、私どもとして考えておりますのは、今のような形で調整するしかないのではないだろうかと考えておるところでございます。

○村井委員 次の問題は、現在の生協法の仕組みでは、行政庁の業務検査あるいは監督命令等が比較的限定されているという印象を私は持っております。生協法の九十四条の二項で、行政当局は、違反の疑いがある場合、それから組合員の請求がある場合、これを除いては検査ができない、こういうことになっている。これに対して、生損保に限りません、各保険会社や農協というのはこれは常時検査の対象になる、こういうところでのかなりの差があるように思っています。強制保険である自賠責を担当させる上で、他の制度とのバランスを私はいささか欠くように思うのですけれども、この辺はどんなふうにご解決されるお考えでしょうか。

○高山説明員 お答え申し上げます。先日お答弁させていただきましたとおり、生協は組合員の自発的な相互扶助組織でありますことから、その管理運営につきましましては、生協法上組合の自主性をできる限り尊重するという仕組みになっております。行政庁による監督も、損保会社やあるいは農協に比べて大変緩やかなものになっているというところは事実でございます。ただし、自賠責共済事業に参入をしたというこ

とになりまして、自賠責共済事業の国家強制保険たる性格にかんがみまして、これは契約者の保護というのを實質的に担保しなきゃならぬ。そのために自賠責共済事業を実施する共済組合、これはもちろん認められた場合でございますけれども、これにつきましては、私も、農協の事例を参考にさせていただきます。それに準じた監督体制をとることが必要であるというぐあいに考えておるところでございます。

○村井委員 もう一つお伺いしたいのは、債務不履行防止措置というのが十分だろうかということでありまして。

共済というのは本質的に、何といいましゅうか、例えば農協共済の場合、いわゆる三段階でセーフガードを組んでいるという御説明をこの前聞かせていただきましたが、共済というのは、私は、一般的に言いますと、組合員というのは一心同体である、仲間の苦しみというのは自分の苦しみだ、お互いに助け合おうんだ、そういう意味では、倒れたときにはそれはしょうがないんだというふうなことも十分にあり得る世界なんだと思っ

ていられるんですよ、本来は。いわゆるロッヂデールの原則というのはそういうところから来ている、そういう精神だろうと思

○高山説明員 お答え申し上げます。

生協の行います共済事業一般につきましては、先日も御答弁させていただきましたように、生協は組合員による自発的な相互扶助組織であるけれども、共済事業が多数の組合員の生活設計上重要な役割、機能を果たしていることにかんがみまして、生協の行う共済事業については、健全な事業

運営が行われるような仕組みあるいはまた行政指導が行われているところでございます。

それで、自賠責事業を実施するという場合、先

○村井委員 もう一点、いわゆる生協共済は生命共済やいろいろな他事業をやっておられますよね。そういう意味で、他事業との経理区分あるいは資産保全、そういう点で問題がないかどうか。この点については運輸省と厚生省、両方からちょっと御見解を伺いたいと思

○星野説明員 自賠責保険の契約者の債務履行を

御指摘のように、全労済は生命共済と損害保険共済をあわせて実施をいたしておりますが、実は農協共済についても同じように生命共済及び損害保険共済を実施いたしております。ただ、それぞれの共済の運営に関してはきちっとした区分

を別送きちんと区分をいたしまして保全を図っていくということが極めて大切であります。

そういう体制を、仮に全労済が自賠責に参入するに当たりましてはやはりきちっと整備していただく必要があるであろう、この点は、これまで私ども折に触れて申し上げてまいっておりますし、制度のスタートに当たりましては御配慮していただけるものだというふうに考えております。

○高山説明員 全労済が自賠責事業に参入した場合ということでございますけれども、自賠法の趣旨に基づきまして、自賠責と他の事業の経理についてはきちんと区分をしなければならぬ。私どもは、厚生省令で消費生活協同組合財務処理規則というのがございますので、これで所要の改正を行うことにより明確に区分する必要があると考えております。

それから、資産保全でございます。これはもう、先ほど申しましたように行政庁による監督権限を強化してそういう資産保全をしっかりと行うこと、あるいは、先ほど申し上げましたけれども、農協の例を参考とさせていただきます。再共済という仕組みを整えることなどを通じまして、資産保全については万全を期するような体制をつくっていくことが必要であると考えておるところでございます。

○村井委員 わかりました。自賠法の二十五条でノーロス・ノープロフィット原則というのがございますね。これはどういふものなのか、これをまずちょっと説明をしていただ

○山口(公)政府委員 自賠責保険は、先生御指摘

でございます。それで、保険会社は収入保険料の六割を国へ再保険しまして、四割はみずから保有しておりますけれども、この四割の部分につきましても、個々の保険会社において損害率が、事故率とい

か、それが違いますので、そのままいきますとその収支差が発生します。そうしますとそういうたノーロス・ノープロフィットの原則が実現できないということ、特定の会社における利益の発生を防止するという観点からプール制を採用しております。リスクの平準化を図るわけ

○村井委員 そうしますと、今御説明いただいたこのノーロス・ノープロフィット原則というのを、全労済が自賠責に参入したときにも適用するべきではないかと私は思

○山口(公)政府委員 もちろん自賠責保険の性格というのが強制的な保険だという性格からしまして、ノーロス・ノープロフィット原則は、全労済が仮に参入される場合もぜひそれは原則に従っていただきたいというふう

○村井委員 じゃ、この点については今度は厚生省からも見解を聞かせてもらいましょうか。全労済が自賠責に参入したときにもノーロス・ノープロフィット原則を適用する

○高山説明員 お答え申し上げます。生協は非営利の相互扶助組織ということを何度

も申し上げておりますけれども、生協法第五十二条に基づきまして、各種の共済事業から生じた剰余金については利用者に還元するのが基本でござ

実施するに当たっては、国家保険である自賠責制度の趣旨にとりまして、剰余金が発生した場合においても責任準備金として積み立てていくことが原則であろうと思っております。

したがって、ノーロス・ノープロフィットという原則、これは自賠法の第二十五条に基づきまして損害保険会社が保険料率を算定する際の原則だと伺っておりますけれども、これについては、私どもにつきましても当然その趣旨を踏まえて料率を定めていくべきと考えておるところでございます。

○村井委員 そうしますと、もし全労済が自賠責に参入することになりました場合には、いわゆる現在損害保険会社が行っているプールに参加するというような感じになるのかと思えます。もしプールに参加しないと、結局、言ってみますと、特定のある種のあるグループだけを全労済が自賠責でとることになりますと、その事故率が仮に低い、このように考えますと、その部分で本来薄められるべき本部分というのが、料率が高くなると思えますか。

要するに、プール制というのをきちんと適用する方が料率を、自賠責の料率というのは私はやはり大変重要な公共料金の一つだと思っております。強制的な保険なので、そういう意味で、これをできるだけ低廉に導くということは非常に大切なことだと思っております。そういうことも、そういう観点から、プールをすることによって料金の高とまりを防ぐ、少なくとも公平をきちんと確保するという意味で非常に重要な手段ではないかと思っております。この辺について大蔵省いかがですか。

○山口(公)政府委員 今先生がおっしゃいましたように、この自賠責制度の社会政策的意義といえますか、そのための仕組みでございます。国民の皆様にはちゃんと説明できる仕組みである必要があると思っております。したがって、ノーロス・ノープロフィットの原則で可能な限り低廉な料率を提供することに加えまして、国民がひとしく、どの保険会社あるいはどの取扱業者になりましても同一料率、同一サービスということではなければ、この強制保険は成り立たないと思っております。

したがって、今先生のおっしゃったような方向は最低限必要なことではないかというふうに思っております。それで、きちんと説明できるシステムと同時に、取扱業者がイコールフットイングの扱いをされるということが非常に大切なことではないかと思っております。

○村井委員 以上、いろいろお話を伺いしてきてわけですけれども、私は、協同組合制度というのは、歴史をたずねてみますと、あれは一八四四年かなんかですか、ロッヂデールというイギリスの町で企業家数十人が集まって始めた、お互いにもうけ過ぎない、そしてもうけたものは全部みんなで分け合うという形でもうけを全部戻す、利益追求を目的としないというふうなことで始まった、こんなふうな聞いておりますけれども、資本主義と社会主義といえますか、あるいは自由経済システムと社会主義的経済システムというものが対立した時代に、資本主義の持っているいろいろな問題を少しでも解決しようというふうな観点から、資本主義社会の中でもこういう協同組合というシステムが、利益を追求しないというこのゆえにそれなりの意義を持って広められてきたという歴史的な経過はあるのだからと思っております。

私は、そういう意味で、生活協同組合を含めて協同組合組織というものの現代的な意味といえるものはそれなりに重要なものがあると思えます。それをまた評価していかねばならないと思っております。私に概念の混交と言ふ意味は、一部に、全労済の自賠責参入問題というのを規制緩和という観点から主張される御議論がある。これは私は余り正確じゃないんじゃないか。これまで保険会社と農

協しかできなかったのを、だれでもできるようにすればよいのではないか、それがこの趣旨なんだというふうな考えでいらっしゃる向きがある。しかし、規制緩和というのは、本質的には私は、市場メカニズムを最大限に生かしていくという発想を伴っているものだろうと思っております。だれでもやれるようにすればいいというものではないのだからと思っております。全労済が自賠責に参入するということを規制緩和という視点から進めるという考え方には、そういう意味で私はくみしな

あえて言いますと、本来、コマニシャルベースでいいますか、市場メカニズムをできるだけ生かすという形でやってきたということは制度発足のときから明らかだったわけでありまして、普及促進という特別な理由で農協が参入した。そういう意味で、共済というのはこの世界の主役ではなくて、相対的な制約のもとに置かれてしるべきだと私は考えております。

そういうことをちょっと申し上げた上で、今度全労済が、農協の場合には、農村部においてこの自賠責というのがなかなか普及しないという環境のもとで、しかし自動車を含めいろいろな悲劇というものは絶えないという環境の中で、できるだけ急速に自賠責を普及させていかなければならない、そういうような問題意識から、農協という農村部における非常に大きな経済的な存在にあえて自賠責をやらせるといことを認めたわけでありませうけれども、今度、この時点で全労済が自賠責に参入すること、全労済のメリットはわかりませう、あれだけ大変一生懸命運動しておられるのだから、その全労済の実益は私には特にお伺いするつもりはないが、国民経済的な意味でのメリットというものはどういふものと認識しておられるか、これは厚生省の御意見を伺いたいと思っております。

○高山説明員 全労済側の主張でございますけれども、全労済は、一千万人を超える組合員を擁しております。これまで任意自動車共済事業を通

じまして、自賠責事業を行いたいということである。いろいろな地道な活動、努力を続けられてきたわけでございます。私どもも伺っている限りは、自賠責制度という国家保険制度をやらさしていただくという場合、生協の人々との助け合いという理念のもとに、組合員相互に、組合員による徹底した交通安全教育あるいは地域福祉活動等を行いたいということを通じておられますので、こういうことを通じまして、多くの国民の方の生活の安定、向上につながるのではないかと期待するものでございます。

○村井委員 どうももう一つよくわからないという感じがしますが、それはそれとしまして、厚生省にちょっとお伺いしたいのですが、一般に、共済というのは営利を目的にしないから、剰余金があれば返すというの原則にしている、これは短期的に考えれば大変合理的なこと、大変結構なことなんですけれども、このたびの保険法の改正で標準責任準備金制度というものを導入したり、あるいはソルベンシー・マージン基準を採用したりしているということをお考えますと、例えば共済とある意味では民間で同じような考え方をしている相互会社、これにつきましても、民間ではかなり財務内容をよきよきさせていこうという非常に積極的な姿勢を今度の保険法の中でとっている。

この問題については後でちょっと保険部長にまたさらにお伺いしたい点がありますが、そういう環境の中で、共済というものの本質から、要するに共済というのはみんな返してしまおうというのが本来のあり方なんです。メンバーにみんな戻してしまおうということなんです。それで共済を保険と同じ安全性を持つものと考えていくというのは正しくないんじゃないだろうか。つまり、共済は理念を貫いていくと、さっきもちょっと触れたのですけれども倒れるということもある。そのときにはメンバーがみんな同じように危険をこうむるんだということを感じている、そういう同志的なメンバーが集まって結成されている、そういうものなんじゃないだろうかと思っております。

○高山説明員 全労済側の主張でございますけれども、全労済は、一千万人を超える組合員を擁しております。これまで任意自動車共済事業を通

じまして、自賠責事業を行いたいということである。いろいろな地道な活動、努力を続けられてきたわけでございます。私どもも伺っている限りは、自賠責制度という国家保険制度をやらさしていただくという場合、生協の人々との助け合いという理念のもとに、組合員相互に、組合員による徹底した交通安全教育あるいは地域福祉活動等を行いたいということを通じておられますので、こういうことを通じまして、多くの国民の方の生活の安定、向上につながるのではないかと期待するものでございます。

私は、これまでの生協活動なりなんなりというものは、そういううちを出ない、きちんとした運用が基本的にはなされてきている、だからこそ、例えば加入脱退の自由に触れるような問題であるとか、あるいは員外利用の問題であるとかというところについても、他の制度に比べればややきついつ縛りをつけて今日にきたということがあると思うのです。今度の全労済の自賠責参入ということも、きつかけに、その生協のシステムというものが大きく変質するような感じがするんですけれども、そのあたりにつきまして、厚生省とどんなふうにお考えですか。

○高山説明員 生協の行う共済事業につきまして、これまで消費者の生活の安定、向上を図る上で大きな役割を果たしてきております。

先生御指摘された点でございますけれども、安全性についての御議論でございますけれども、現在に至るまで少なくとも給付について不安を抱くような状況でございませぬ。またこれにつきましては、短期的に、例えば一年掛けのもの、もう少し長期的に見なければならぬもの、そういう点につきましては、割り戻し金の扱いにつきましても当然異なっておりますという考えでおります。

それからまた、共済事業は組合員及び会員への奉仕を最大の目的とし、営利を目的としないという生協の性格がございませぬけれども、これは私どもの勝手な考えかもしれませんが、自賠責のノープロフィットという原則にもかかなうものだと考えておるわけでございます。

全労済の自賠責参入問題につきましては、これまでの任意保険の実績を踏まえて組合員からの要望にこたえようとするものでございまして、その目的とするところは国民生活の安定と生活、文化の向上を期するところでございまして、被害者救済を目的といたしません自賠責制度の考え方、精神というものと反しないのではないかと、あいに考えておるところでございませぬ。

○村井委員 全労済の自賠責参入問題の経緯につきまして、私もある程度背景を承知してきて

のようなことを申し上げておるわけでありませう、いずれにしましても現在の自賠責の求められているさまざまな要件、自賠責という制度が当然に要求する要件というもの、きちんとそれとの整合性を図ってこの問題に対応していただきたい。いずれにしましても、このことによつて、もう一度繰り返しますが、強制保険なんですから、公共料金の一つとも考えられる自賠責の保険料率というものが高どまりするということにならぬように、できるだけ低廉なサービスを提供できるように、国民に提供できるという方向になるように御配慮をいただきたい、お願いをしておきたいと思ひます。

さて、もうちょっと時間をちょうだいしまして、保険部長に少し別のことでありますが最後にお伺いしたい。

これはある意味では経営の健全性という問題であつて、今共済の問題に関連して私が述べたこととも関連するわけでありませぬ、生命保険の大手があらかたそういう形態をとつての相互会社、これはどちらかという今まで、自分でため込むというのには余りいいことではない、できるだけ社員に配当を厚くするのがいいということをやつてきた。しかしながら、先日私も指摘しましたけれども、相互会社と株式会社の本当の違いというものはだんだん不明確になつてきた。

これは平成六年の保険業法の保険審議会の答申の「別添一」でもいろいろ書いてあるけれども、実際問題としては、よく読むとそんなに違ひがないというところを前提にして議論がされておる。その結果、今度相互会社を株式会社に取りかえるというふうな、そういう法制も整備されることになるわけでありませぬ。

このたびの保険業法の全面改正で志されているというの、保険という、生命であれあるいはその他の資産であれ、それが何かのリスクに遭つたとき、一種のラストリゾートといひませうか、最後のよりどころとなる性格のものに、本当の意

味での契約者保護を図るためにはその経営主体が健全な運営をされなければいけない、経営主体の健全性の維持確保が不可欠である、こういう認識を非常に強く前面に出してきて、このことが今度の保険業法の改正の一つの大きなポイントだと私は思つておるのです。

しかしながら、図らずも今の経済状態から、最近の報道などには、これは言ひ方は慎重にしなければいけないのでしようけれども、保険会社の経営は決して安泰なものではないと、かといふことをうかがわせるようなものがありますし、それから、保険会社の中でも特に生保について、去年の秋でしたか、雑誌の「エコノミスト」で、生保が危ないなんて大きな見出しで出ていましたね。そんなものもありますし、それから高齢化もどんどん進む、さまざまな危険が増大しているこの社会で、この最後のよりどころとしての保険の果たす役割というのが、破綻したら契約者保護基金で守られるから大丈夫だとか、そんな安易な発想で通るものじゃないと思つておるのです。

そういう意味で、経営の基盤を堅固にしていくように行政も業界も努力していく、そういうことが私は非常に大切だと思つておる。その際の幾つかの問題点というものをちょっと挙げさせていただきますまして、それで包括的に御見解をお伺いしたいと思ひます。

最初に、共済につきましては、共同で助け合うということの限界、危険が存在するというところはさつきちょっと申し上げました。それにつきましては、それぞれの共済でそれなりの対応をいろいろ工夫される、そういう世界だろうと思ひます。

一方、簡保というのは、これは私は九日にもちょっと触れましたが、民業補完を本来の趣旨とするものであるということを考えますが、いずれも保険類似商品販売しているというところで、その結果、契約者の側からしますとその違ひが必ずしもわかりにくい。保険がやつておること、共済がやつておること、簡保がやつておること、この

そのために、その誤解に基づく、誤解を伴う競争が生じまして、例えば保険会社が他の共済ですとかあるいは簡保ですとかを意識して料率を下げるといふようなことをする。そのときの保険の方向どめはソルベンシーマージン基準だとか保険準備金だとかいふようなことになるのでしようけれども、共済の方にはソルベンシーマージン基準なんという発想はない。そういうことである、この競争関係というのは大変大きな問題になるのではなからうか。

それから、民間保険がそれに対抗しようとする大変大きな問題を生ずるのじゃないか。あるいは、簡保が金額の大きな保障を行うということになりまして、民間保険の補完にとどまらず、保険の経営に大きな影響を及ぼす可能性があるのではないだろうか、こんな問題が一つあります。

それからもう一つの問題は、民間保険の中でも、配当が本年で五年連続減配、こういう経済環境ですからそんなような話も聞きます。それでもなお、実際の運用実績をはるかに超える配当金を支払い、それから契約者還元をすることがされておる。こんなような契約者還元が、この間も触れましたけれども、そもそも高い予定利率と相まって保険会社の経営を非常に苦しくさせているのじゃないだろうか。

それから三番目に標準責任準備金、これはあくまで標準でしかなくて、必ずしも純保方式ではなくてチルメル方式で積んでいい、これはこの間保険部長からもお話があつた。そうすると、かなり下回つた、純保方式で積むのに比べて下回つたことも容認されるということになりますと、苦し紛れに積むべきものを積まない、こんなことになるとか、あるいは各社の積む基準がばらばらで、そのために保険料に差が生じるというふうな望ましくないことが起きる可能性もあるのじゃないだろうか。

そういう意味で、基準を明確にし、できるだけ早く各社がそういう標準責任準備金の積み方を公表することができるような体制に持つていくべ

きではないか。そういうことをすれば、今度は契約者の側もそれぞれの保険会社の保険料が、あるいは保険商品の構成がこうであるのはこういう積み方をしているせいだということも判断し断した上で契約をする、契約の自己責任というものも確立できるのじゃないか、こんなふうに思うわけでありすが、このあたりにつきまして御見解をお伺いをしたいと思います。

○山口(公政府委員) 今先生の方から非常に包括的に保険の本質にかかわる部分を御指摘賜ったわけでございますが、私ども、保険の社会的な役割というものは、日常生活あるいは企業活動のラストリゾートだということでは全くそのとおりでございます。ラストリゾートであるものが非常に不健全なことでありまして、我々も安心できないということになりまして、それがまた経済活動や我々の生活自身を脅かすということになりますので、これは社会的な存在である保険会社の使命だと言っても過言ではないというふうに思うわけでございます。

私ども、今回保険業法を改正させていただきました。そういって健全性を図るということに力を入れさせていただくわけでございますが、まず一点目の共済、簡保等につきましては、共済につきましては、もし民間保険と同様の事業内容、あるいは商品内容をおやりになつておられるということでございます。それらを監督されております監督官庁におきまして、私どもが御提案申し上げている保険業法のこの考え方も十分参考にしていただきます。それで所要の監督、規制をきちりとやっていたら幸いでございます。

また、簡保につきましては、やはり臨調、行革審等において、官業は民業の補充、官業としての立場を守りつつ適切な運営を行うという御指摘を賜っておりますので、簡保におかれましては、こういった趣旨を踏まえつつ適切な事業運営を行っていただければ幸いです。ともすれば簡保と民間の生保が競い合つてというようなことが世上言われることのないように、お互いに

国民のため、全体のことを考えてやっていく必要があらうかと思つてございます。

それから二つ目の御指摘は、契約者還元で配当を無理することによって経営が苦しくなつていくという傾向があるのではないか。一部そういう動きというものは否定できるものではないと思つてございます。特に、この間も御指摘賜りましたように、生保の平均予定利率の水準が現実の運用に比べてかなり逆ざや状態になっていく。これが、急激な金利の低下によりましたので追いつけないというやむを得ない面もございまして、経営を圧迫している一つの要因になってくることは否めないのではないかとおもうに思つて、当局としましては、適切な場合には側面からできるだけ支援をさせていただきたいというふうに思つておられます。

それから、健全性の最後のポイントであります責任準備金のお話でございますが、これから標準責任準備金という考え方を入れます。大蔵大臣がその積み立て方を規定できるようにしております。標準責任準備金の考え方は、できるだけきちりと積んでいただくことというものでございまして、恐らく一番手厚い積み方というのを、私どもとしては標準責任準備金として御提示を申し上げます。というところにならうかと思つておられます。

ただ、現実に今チルメル方式等をとつておられるわけでございますが、一挙にそこまでいけるかどうかの問題はございまして、あくまでそういうところあるべき姿を目標に、そちらの方向に保険会社が努力をしていくということ健全性の確保に努めるといふことが必要ではないかと思つておられます。

また、その開示につきましては、今の時点で開示云々ということになりますと、いろいろ世上契約者の誤解を生じるといふ、営業面でのいろいろな影響が非常に大きいということもございまして、慎重に対応せざるを得ないかと思つておりますけれども、先ほど申し上げました標準責任準備金制度を私どもが御提案申し上げ、そういう制度の導入を図っていきます際には、契約者等の無用の誤解が生じないことを確認しながら、できるだけそういったものを回避していく方向で検討させていただきます。というふうに考えておられるわけでございます。

以上でございます。

○村井委員 昭和十四年に制定された現行保険業法を全面改正するという大変な作業でありまして、約六年の日子を費やして、そして今日に至つたわけでありすが、その運用に当たりまして、ぜひこの委員会でもいろいろ議論のありましたところを酌んで、そしてまた、たゞいま保険部長も触れられたような、保険の果たす非常に大切な国民経済における役割というものを十分に果たせるような体力を確保できるように環境をつくるように、行政も、また業界も御努力をいただきたいとお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○尾身委員長 次に、新井将敏君。

○新井委員 このたびは五十年ぶりの法改正というところで、非常にこの法改正は注目されております。また、損害保険、生命保険ともに百年、百年以上の歴史を持つておられて、百年間の歴史を持つておられるこの状態の中で、規制緩和、自由化、そういうものをにらみながら、五十年ぶりの改正である。

そういう中で、ずっと話を伺つておられますと、この未来に向けてのビジョン、そして企業の活性化、新規参入、自由化による競争の激化、そういうものもたまたまメリットというものと同時に、それぞれの業界が百年の歴史を持つておられますから、今までのその業界の積み上げてきた歴史というものもまたよく判断いたしませんと、歴史的な経緯を無視して、なかなか早急に手をつけてはいけないようなところもあるなというのが率直

な感想でございます。

規制緩和と申しまして、決して規制緩和と自体が利益をもたらすのではない、規制緩和によって国家全体が利益を受けるということを考えますと、私はやはりその規制緩和、自由化という中に三つの利益をよくバランスをとらなければいけないというふうに思いました。

一つは、契約者、消費者の利益保護ということでございます。

第二点は、事業者、事業主体というものがその利益をちゃんと上げることができ、また、ある意味では保護されることもなければいけない、そういうふうに思っています。

それから第三の問題は、第二とも絡んでおりますが、規制緩和によって業種の転換が起きた場合に、それぞれ歴史を持つて活動してきた事業主体が雇用している人たち、その代理店やあるいはその契約社員、そういう非常に膨大な、保険業全体で百万にも達すると言われる、現在のこの仕事に従事しておられる人たちの利益、あるいはその保護ということもあわせて考えなければいけない、そういうふうに考えてまいりました。

ですから、規制緩和、自由化は重要ですけども、いたずらに行け行けというのではなく、やはり守るべきところは守りつつ、商品等の尊重すべき今までの歴史は尊重しつつというところが最も国民の利益にかなう筋道ではないかというふうに思っております。

特に、時代の流れの中で、生命保険は人間の生死にかかわる商品、損害保険は物の損害と海上や貨物、そういうものにかかわる商品である、こういうふうには然然と思つていた時代から、いわゆる介護や疾病、第三分野と言われるところで両業界の商品が競合してくる、こういう状態にも至つておりました。そういう意味で、歴史を尊重しながら前に進むということが一番必要だということに思っております。

今までのいろいろな皆さんが非常に細部にわたる非常にいい質問をしてこられました。大体、本当

に多くの議論はなされていると思いますが、ちょっとおさらいの意味で、今申し上げたようなバランスの中で、この法改正全体の趣旨というものをまずお聞きしたいというふうに思っております。

この法改正の規制緩和の目玉というのは幾つかございますけれども、一つは、商品、料率等の許可制が届け出制というものに大幅に緩和される。これによって、事業主体と契約者の間にそれぞれのメリット、デメリットが生じますが、それぞれのメリットやデメリット、そのバランスということについてどういってお考えを持たれているかということをお聞きしたいと思っております。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

今先生の御指摘になりましたような歴史的な感覚のもとに、ねらいとすべきものをきちっと整理して、新しい制度を間違いないで動かしていくということが最も大切なことだと私も痛感いたします。

御指摘の、商品、料率の届け出制の点でございますけれども、これはまずメリットと、デメリットとは言えないかもしれませんがいろいろと心配な点というのがあるわけでございます。

一つは、一般の消費者等にとりまして新しいニーズというものが高齢化社会の到来とともにふえてくるだろう。また、ニーズの多様化ということと、その点での保険商品に対するニーズも新たなものになってくるだろう。こういったものに的確に対応していただけるようなことがこういった自由化の流れの中で期待できる、大きく言えばそういうことでございますし、保険会社にとりましても、そういった、今までよりもっと違った観点からの新しいイノベーションというのが生まれてくるということが期待できるのではないかと思っております。

一方、それはいい面ばかりではございませんで、料率、商品の自由化が行き過ぎまして、料率が乱高下して、それで保険会社の方が今度は契約

者を逆に選んでしまうというふうな、いわゆる引き受け拒否といった事態が起こるとすれば、これはまさに私どものねらいとは全く逆の方向でございます。これが生まれまいようにしなければいけません。

そうしますと、どうしても、届け出制の導入におきましては、やはり契約者のことをよく考えて段階的かつ着実にという観点から、主として大企業を中心とする大口企業物件とか国際的な取引に関する保険、専門的な知識を有する事業者等が契約者となる保険といったものから順次、手順を踏んで自由化をしていく、こういうことでその解決を図ってまいりたいというふうに思っております。

○新井委員 同様に、ローカー制度ということも日米の交渉で非常に華やかに取り上げられておりますが、こういうローカー制度というものも、どういう趣旨で、契約者あるいはその事業主体相互のメリット、デメリット、そういうものはどういうふうにお考えでしょうか。

○山口(公)政府委員 御指摘のように、今回、日本にとっては全く新しい、ローカー制度というのを導入させていただくわけでございますので、この点については非常に御議論があるものと思っております。

保険ローカー制度は、特に大企業の物件等を中心としまして、これまでの代理店や募集人とは違うオーダーメイドの商品を、その中立的な立場で提供する、アイデアを出すという機能があるわけでございます。そういったことによりまして、販売チャネルの多様化、販売面での競争促進を通じて利用者の利便が確かに期待できる面があるかと思っております。

他方、保険ローカーにつきましては、会社の方がその損害に対して責任を負わないという法的な面がございますので、そういった面は十分な手当てをしなければならぬということになるわけでございます。もしかして発生するデメリットというものをなくすように法的にはやはり手当て

をしていかなければならない。

そういった意味から、保険ローカーにつきましても、登録制のもとで、業務を的確に遂行するに足る能力を有する者だけを登録で認めることとしまして、代理店との兼営禁止、賠償資力の確保措置、それから権限、損害賠償に関する事項を記載した書面の交付義務、ベストアドバイス義務などの保険ローカーに対するさまざまな行為規制や事業報告書の提出など監督の規定を設けて、先生のおっしゃったいい面を引き出し、デメリットを少なくするというのに努力してまいりたいというふうに考えております。

○新井委員 おさらいのつもりでもう一つだけ。今回は、銀行、証券、そういうものとの垣根というものはまだ超えないという段階で、相互参入は生損保ということに限られているわけですが、このことのもたらすメリット、デメリットを同じ趣旨でお聞かせいただきたいと思っております。

○山口(公)政府委員 今回の改正の目玉にさせていただいております生損保の相互参入でございますが、生損保の子会社方式による相互参入によりまして、いわゆるクロスマーケティングを通じてワンセットの商品販売が可能となるなど、経営資源の有効活用が図られ、事業の効率化が高められるというメリットがございます。また、適正な競争が促進されまると、いろいろなニーズに的確に対応できるという企業活動が期待できるのではないかと、他方、生損保の相互参入の実施によりまして、率直に言って競争単位がふえるわけでございますので、それぞれの市場はより競争的なものとなるわけでございます。これがいい面と出る反面、仮に行き過ぎた場合には保険会社の健全性というところに問題が生じて、かえってそれが契約者に不利益をもたらすということもあるわけでございます。

したがって、契約者保護の観点から、とりわけ保険会社の健全性の維持というものをもうたわせていただいております。ソルベンシーマージン

基準の導入あるいは契約者保護基金の設置等を規定させていただくということとあわせて、公正な事業運営の確保という観点から、経営に対するいろいろなチェック、たとえば少数社員権等のチェック、ディスクロージャーについての規定の整備等をあわせてお願い申し上げて、そういったメリットが生じないように最善を尽くさせていただきますというふうに思っております。

○新井委員 先日からの議論を聞いておりました、銀行、証券ですか、銀行との相互参入ということをお早くなるべきだというような意見も非常にあったと思っております。答申から後退したのではないかと、いつ銀行との相互参入をやるのか、そういう議論もあつたと思っております。

私は、銀行の預金商品と保険会社の持っている保険商品というものの基本的な性格、銀行はその預金を受け取って預かる、金利を払うわけですが、保険商品は保険料を受け取り、保険の支払いということを、事故とかあるいは人の生死で払わなければならない。そういうふうに考えますと、一般的に考えれば、むしろ銀行よりも保険会社は、より強度な安全性といえますか、事業体として、安全性、信用性は高いぐらゐのところではないかと思っております。それはどういふふうにお考えでございますでしょうか。

○山口(公)政府委員 銀行と保険が若干違う要素を持つていてののではないかと、それは確かに先生御指摘のとおりだと思っております。

これは学問的な議論だといろいろあると思うのでございますけれども、一番違うのは、保険においては、相互扶助といましようかあるいは保障性といましようか、そういったものがあるというふうにお考えいただけます。ただ、安全性、信用性というところから見ますと、銀行にもそういったものが強く求められているものでございまして、保険も同じぐらゐそういったものが求められるというところではなからうかというふうにお

わけでございます。

○新井委員 もちろん安全性の順列をつけたわけではございませんが、この相互参入という問題に關しますと、正直に言って、早急に銀行と保険との垣根を取っ払って、先ほど私が申し上げたように規制緩和の三つの条件、契約者の利益、それから事業主体の利益、それから三番目に、現在それに雇用されている方々の職業転換のための時間的な余裕やあるいは利益という観点からすれば、私はむしろそういう規制緩和、自由化という美辭麗句の余り、何でも緩和して自由競争させればいいんだ、没落していけば仕方がないんだ、失業者が出ててもそれは努力をして他業種に転換するしかないんだ、こういう政治ではないのではないかと、やはり非常に長い歴史を持っておりますから、その歴史を尊重してやるということが適当である、適切であるというふうに思っております。

お聞きしますと、つい最近のアメリカで、銀行の証券業務を制限する法律がございます、この法律改正を下院で行った。そのときに、今まで銀行が保険業務を兼務するというふうに伝えられてきた、あるいは運動があった、そういうところが実現しないまま、一応銀行と保険の分野というのは区分したまま証券との垣根だけを低くする、こういうことをつい最近アメリカの下院で可決したという新聞記事を読みました。

こういうふうにも考えられても、現在事業経営としても、一部の銀行の方からの、信用組合ですか信用金庫等からの陳情もあるようでございますが、業種の競争力とかを實際考えますと、銀行と保険の垣根はなかなか、論理的にはともかく歴史的、現在の実力等を見ても口で言うほど簡単なことではないのではないかと、むしろ非常に慎重な話ではないのか。これは規制緩和という言葉に反するかもしれないが、実際はそういう難しいことなのではないかという気がしてならないのです、どういふふうにお考えか、お願いしたいと思います。

○西村政府委員 広い意味での金融制度改革、銀行、証券、信託、保険、いろいろな世界での相互乗り入れというものにつきまして、ある意味では今先生御指摘のように世界的な流れといえますか、議論の対象になっているわけでございます。

我が国の金融制度改革もそのような大きな世界的な流れの中でこの十年ばかりいろいろな議論が行われてまいりましたわけでございますが、保険と銀行との関係につきましては、平成三年の金融制度調査会の答申「新しい金融制度について」におきましては、「金融制度の見直しを行うに当たっては、保険業を含めた幅広い相互参入が行われるべきである」という基本的な方向性が示されております。

ただ、御指摘のように、具体的にこれを進めていくについてはいろいろな配慮をしなければいけないということ、昨年六月の保険審議会の報告におきましては、まず子会社方式による生損保の間の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めること等が肝要であり、その定着を見きわめた後に子会社方式による他業種、銀行とか証券とかを含めまして、他業種への進出を含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うべきであるという考え方が示されておるわけでございます。

現在お願いしております法律改正も、そのような考え方ののっとって進めているということでございます。

○新井委員 この規制緩和と自由化で、事業主体、事業者というものに、先ほどから三つの条件を挙げておりますが、そこに与える影響というところは、御通達とか御指導とかで慎重にやらなければいけないと思うのですが、私は例えば運用で、区分経理とかソルベンシーマージンというような、商品ごとに区分経理をして商品の性格にふさわしい運用をしていく、これは非常に立派なことだと思っております、ソルベンシーマージンというものを設けて、BIS規制のような絶対的な数字は置かない、むしろ置くべきではないと思っております、置かないにしても、自己資本というものの、リ

スクウエイト、投資のリスクというものを考えていくというのは、非常にこれにも理にかなった論理的な考えだと思っておりますが、この現在の業界が置かれていた状況の中では、こうした区分経理とかソルベンシーマージンというように本来非常に健全な経営を約束する方針が、実際は非常にその運用というものを保守化してしまおう。

あるいは、例えば区分経理一つとりましても、企業年金とか個人保険とか分けてまいりますと、歴史的に古いのは個人保険でありますから、それと株式の含み益を、本来個人保険で買った含み益を、歴史的に浅い企業年金で赤字が出ている、そちらの方に振り分けて運用してきた。企業年金の問題は後でまた申し上げますけれども、振り分けて運用してきた。

ところが、個人保険を買った人からすれば、あるいは区分経理の考え方、来年から実施される考え方からすれば、不公平だ、私どもは個人保険を買ってそれで株式利益が出ているんだから、それは自分たちの利益なんじゃないか、勝手に企業内部で含み益を移動されては不利益であるという声が出る可能性もあると思うのです。

そういう歴史がなくてスタートするならばいいのですけれども、今、負の財産を抱えてスタートするとき、その区分経理の間の負の含み益やそういう損を入れた合理的な算定根拠と指導というものについてはどういふふうにお考えをされるのか、お伺いしたいと思います。

○山口(公)政府委員 今先生の御指摘は主に生保の経理問題で、非常に難しい、またポイントの点でございます、生保は、悪口を言う人はどろどろ動定と言っているのですが、大きな経理の中でお互いのリスクを相殺し合ったような形で広く運用しているというのが特徴だったわけでございますが、今先生いみじくも御指摘ありましたように、内部補助的なものが行われてむしろ不公平ではないかという観点からいいますと、ちょっと公平性上問題である。そうすると、適正な区分ぐらいはしておかないと、例えば個人保険と団体の企

業保険が一緒では、例えば配当を決めるときにとてもちょっと公正なものと言えないであろうというふうなことで、実は区分経理を今導入させていただく。

ただ、区分経理もことんいきますと人別管理になって、一人ずつ管理する、これは保険の意味を全くなくなくなりますので、ある程度のグルーピング、例えば五つぐらいにグルーピングすること、今検討をしております、そうしますと、ある程度不公平なといましようか不適切な内部補助、利益の補助はとめられる。同じ種類の年金なら年金あるいは死亡保障なら死亡保障の集団で互いに補助し合う、こういう形で配当を決めていくというふうなことからいいますと、やはり区分経理をある程度の区分をしてやっていく。

ただ、おっしゃったように、非常に長い歴史があつて、そうやっていかなかったという歴史がありますから、それをどう入れていくかというのは非常に技術的にも難しい問題があります。これにも、今私どもの方でも業界の方と一生懸命勉強をしております、そういった方向で検討しております。

○新井委員 これは来年の四月からということですね。ですから、しゃくし定規というよりも、当面は論理的でなくても、少し歴史的な経緯を踏まえて柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っております。

もう一つは、ソルベンシーマージンの算定式ですが、これでリスククエイトは国債はゼロですね。それで株式投資が十数%ですか。そうなりますと、これも余りかたくなな運用をいたしますと、株式投資に対してのプレキをかけて、国債保有ということに非常に走りやすい。ですから、余りソルベンシーマージンというものも、先ほどから例を挙げていますが、BIS規制のようにかちとしてしまつてかえつて事業体として融通がきかない、今まさにそれで銀行も困っているわけですが、そしてそういう国債投資

と株式投資の間に余りリスクウエートに大きな違いがあっても、これは証券市場に対して悪い影響を与える可能性がありますし、また日本の証券に対するリスクウエートと外国株式に対するリスクウエートに差がありますと、これも国内株ならリスクウエートは低い、外国株ならリスクウエートが高い、何かそういう一般論ではちょっと通用しないものもあるし、場合によっては海外から問題視されることもあるのではないかと、そういう気がしてなりません。その辺について、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○山口(公)政府委員 ソルベンシーマージン基準の、例えばリスクウエートが投資行動に思わぬ影響を及ぼすという視点の御指摘だろうと思うので

す。
実は、これは健全性をはかる指標をつくらうとすれば必ず出てくる矛盾点といってしまうか、非常に悩ましい点でございます。私どももそれを意識していただければいけないというふうに思っております。

確かに、リスクウエートを見てそのリスクの少ないものだけをやっていたらソルベンシーはむしろ上がっていく、下がらないで済むという点があります。したがって、ソルベンシーマージンの高い低いだけを私どもが余り問題にしますと、そういった思わぬヘーピアを結果的にとらせてしまうということになるわけでございます。

保険会社というのはある程度リスクをとってられるところがある程度社会的な存在としても有意義なものでございまして、保険会社が全くリスクをとらないということになってしまいますと、だれが一体世の中のリスクをとってくださるんだということになりますので、先生の御指摘は、いみじくもその非常に難しいバランスをとらなければいけない点を御指摘いただいたわけでございます。

私ども、その辺をよく見ながら、だからこのソルベンシーマージンが余りひとり歩きするのをある意味で警戒するわけでございますし、今試行段

階でよく状況を見ておりますけれども、御指摘の点をよく踏まえながらこのソルベンシーマージンの扱いというものを考えていきたいというふうに思っております。

○新井委員 私も、何かソルベンシーマージンというものをイコール保険支払い能力、こういう図式化することに対してはやはり危険なものを感じております。ですから、今おっしゃったように、ソルベンシーマージンの高い低いでその事業者のランクづけをやるようなことは非常に危険だ、それは間違いでさえないというふうに思っております。

省令等でリスクウエートを決めていかれるということですし、ソルベンシーマージンが幾らなら危ないとかここから上はいいとかということには必ず起きてきますから、これは注意に注意、柔軟な対応に対応をよほど考慮して扱いたしませんと、多分マスクミ的にひとり歩きをしよう危険な数値でもあると思っております。ひとつ非常に弾力的な運用と、当局がやはりそういう立場を、必ずしも企業のランクづけというわけでもないのだというようなこともしっかりと考えていただいて、これは扱っていただきたいというふうなことをお願い申し上げます。

あと、ちょっと時間もありませんが、厚生年金の運用保証利回りの問題、これも非常に現在の運用に絡む問題でございます。

この間からほかの議員からも質問が出ておりまして、現在四・五％と、去年一％下げました。しかし、実質の利回りからすればまだまだ実は高い状態です、苦勞しているところでございます。厚生省の通知等で、九七年度から時価評価になるまでの間は、予想との差は財政再計算をしないということで一応猶予が与えられているわけですが、九七年の市場によっては負担の先送りすぎないという状況にもあることはもうよく御承知だと思っております。

現在、引き下げ要望、要するに全部の運用が非常に悪い、厚生年金の立場からすれば生保に預け

ている分はとらの子のようなものだと思いますが、一方生保からすれば非常に苦しい、こういう状況で、いろいろな陳情等も出ておりますけれども、当局として、今厚生省との折衝というものは、どんなふうになっているか、お伺いしたいと思っております。

○山口(公)政府委員 今御指摘のように、企業年金の予定利率というのが市場の運用利率と逆さや、それともかなりの幅の逆さになっておりまして、これが生命保険の経営を圧迫していることは、私も事実だろと思っております。

それで、今業界の方でも企業年金の当事者の方へお願いが上がっておられるようでございまして、私どもも、適切な場合は側面からいろいろな御支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。一刻も早くやはりこういう逆さや状態が解消されることが望ましいというふうに思っております。

○新井委員 全体としての、先ほど申しました、事業者が今非常に苦しい時期での保険業法の改正でございますから、もう一つは、やはり含み益を非常に吐き出してきておりまして、そういう意味では、大蔵省全体として見れば、今こういう規制緩和、自由化、あるいは区分経理やソルベンシーマージンやという指標をつくらう、間接的にそういう株式市場対策もやりながら、やはり業界の体力と健全な経営というものに資するということだと思っております。

昨年の商法改正で、今自社株買いということが一部の条件で認められております。これは、やはり株式市場といえども需給というものが根底にある、その中で、非常に供給余力、パブル期を経ていわゆる過剰資本になっている、そういう意味で自社株を買って減資をする、そういうことをやっていたら、需給がタイトになり全般的に非常に好影響を与えるのではないかと、これが言われております。

私、ちょっとこの間聞きましたのですが、この政府の方針を受けて、各事業者に自社株を、まだこ

れは実施したところが一つもないそうですから、どういう事情なのかヒアリングを大蔵当局が始めたということをやちょっと新聞で読んだわけですが、私ども、自社株買いは総会の決議が、了解が必要ですから、このヒアリングを六月の株主総会ぐらゐまで間に合わせる、そういうことを聞いておるのです。この自社株買いのヒアリングというのは、今どういうふうに行われているのでしょうか。

○日高政府委員 委員御指摘がございましたように、自己株式の取得規制については、昨年十月の商法改正、改正商法が施行されたということで、それ以来私どもも、経団連なりあるいは証券会社等を通じて、この自己株式取得を促進していただく、それが市場の活性化の一助になるだろうということ、いろいろな形でお願いをさせていただきました。

したがって、改正商法が実施されて以来、私どもとしてはそういう努力を積み重ねてきたわけでございますが、今御指摘がございましたように、先般の緊急円高・経済対策、この一つの項目として、「本年六月の定時株主総会に向け、発行企業に対し、株主に対する利益還元策として自己株式取得への積極的取組を要請する。」という項目が入りました。これを受けて、私どもとしても、経団連等を通じて発行企業の方にお願いをしているところでございます。

今ヒアリングということでございましたが、私どもは、そういうお願いをしていく過程で、どういう状況であるかを伺っているということでございます。また具体的にどういう取り組みをされるか、まだまだ六月末の株主総会までに間がございますので確たる状況を把握してはおりませんが、私どもも、私どもとしては、いずれにしてもこれが証券市場の活性化の大きな柱になり得るものだと思います。これからもお願いを続けてまいりたいというふうに考えております。

○新井委員 多分、自社株買いのヒアリングをさせていただきますと、日本の企業全体に株主の利益というものに対する配慮は少ない点もあると思

ます。ただ、もう一つは、先日一つ御議論をいた
だいたのですが、やはり株主が、自社株買いに
よって一株当たりの利益がふえたとみなされて、
現実には収入がございませぬのにみなし配当課税
がかかるというふうに向つておられます。そうなり
ますと、自社株買いということをやろうと思いま
しても株主総会で株主の御了解がいただけない、
株主から、収入もないのにみなし配当の課税を受
けることは何と申していただけないかという声が証券
局のヒアリングの中で出てくる可能性は非常に私
は強いのではないかと申すに思つておられます。
そういう場合に、みなし配当課税についてどう
いうふうにお考えをおられるのかお聞きしたいと
いうふうに思っています。

○日高政府委員 確かに、自己株式取得規制を緩
和する商法改正の際にも、経団連等からはみなし
配当課税がある限りなかなか促進できないではな
いかという声があったことは事実でございます。
そのような経過がございましたものでございます。
から、先般の商法改正に合わせたときの税制改正
において、みなし配当課税について、そのものは
撤廃はされてはおりませんが、源泉徴収不
適用制度とか新しい税制措置を講じたところでご
ざいます。

今私どもとしては、こういった新しい税制が動
き出しているわけでございますので、それを受け
て、自社株取得についてお願いができないかとい
うことでお話をしているところでございます。
○新井委員 時間もだんだん参りましたので、特
に、この間主税局長の方の御返答はいただきまし
たからあえてここでまたもう一度お聞きするとい
うことはございませぬが、五十数年ぶりのこの業
法の改正が日本の内外に与える影響、そしてまた
これからの契約者として事業者に与える影響も非
常に大きなものがございます。

先ほどから申し上げましたように、歴史的な経
緯というものを十分に考えていただき、また法律
がつくられたときと各事業者の経営状況も非常に
違い、悪化しているというところもござりまする

平成七年五月二十九日印刷

で、機械的な措置ではなく、非常に弾力的な運用
をしていただくと同時に、税制改正等におきまし
ても、制度改正即税制改正ということではなく、
ひとつ今までの経緯を踏まえて幅広い見地から御
議論を進めてまいりたい、そういうふうに向つて
おります。
時間ですので、これで終わらせていただきます。
○尾身委員長 これにて両案に対する質疑は終局
いたしました。

○尾身委員長 両案につきまして、日本共産党か
ら討論の申し出がございましたが、先ほどの理事会
で協議の結果、御遠慮願うことになりましたの
で、御了承願います。
これより両案について順次採決に入ります。
まず、保険業法案について採決いたします。
〔賛成者起立〕

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
○尾身委員長 ただいま議決いたしました両案に
対し、村上誠一郎君外三名から、自由民主党・自
由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び
新党さきがけの共同提案による附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。村上誠一郎
君。

○村上委員 ただいま議題となりました附帯決議
案につきまして、提出者を代表し、提案の趣旨を
御説明申し上げます。
この附帯決議案は、政府に特段の配慮を求め
るものであり、個々の趣旨につきましては、案文の

平成七年五月三十日発行

朗読により趣旨の説明といたします。
「保険業法案」及び「保険業法の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律案」
に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。
一、本法案に示した政省令を制定するに当たつ
ては、行政の透明性を確保するため、その内
容を明確に規定するべきはもちろぬ、本委員
会の審議の経過を十分に配慮し、いやくしくも
法律に明定された政省令以外の行政命令等
によって、本法案が意図する保険制度改革の趣
旨が損なわれることのないように格段の注意
を払うこと。
一、今回の制度改革が広範なものであることに
かんがみ、その着実な実施を確保するため
に、必要な場合には段階的・漸進的にこれ
を進め、混乱を招かないように配慮すること。
一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導
入などに当たっては、契約者保護に十分に留
意するとともに、ディスクロージャー(業務
及び財産の状況の開示制度)の充実を図って
自己責任の原則確立に資するよう配慮するこ
と。
一、ソルベンシーマージン基準については、早
期にその定着を図るとともに、将来その公表
を行うように検討すること。
一、生損保間の子会社による相互乗り入れを実
効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通
じ、利用者のニーズへの的確な対応を図るた
め、ファイアーウォールは必要最小限のもの
とするともに、生損保の募集秩序と競争条
件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケ
ティングの実現が確保されるように十分配慮
すること。
一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置につ
いては、長期にわたることのないよう十分配
慮すること。
一、支払保証制度については、早急に検討を開
始すること。

朗読により趣旨の説明といたします。
「保険業法案」及び「保険業法の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律案」
に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。
一、本法案に示した政省令を制定するに当たつ
ては、行政の透明性を確保するため、その内
容を明確に規定するべきはもちろぬ、本委員
会の審議の経過を十分に配慮し、いやくしくも
法律に明定された政省令以外の行政命令等
によって、本法案が意図する保険制度改革の趣
旨が損なわれることのないように格段の注意
を払うこと。
一、今回の制度改革が広範なものであることに
かんがみ、その着実な実施を確保するため
に、必要な場合には段階的・漸進的にこれ
を進め、混乱を招かないように配慮すること。
一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導
入などに当たっては、契約者保護に十分に留
意するとともに、ディスクロージャー(業務
及び財産の状況の開示制度)の充実を図って
自己責任の原則確立に資するよう配慮するこ
と。
一、ソルベンシーマージン基準については、早
期にその定着を図るとともに、将来その公表
を行うように検討すること。
一、生損保間の子会社による相互乗り入れを実
効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通
じ、利用者のニーズへの的確な対応を図るた
め、ファイアーウォールは必要最小限のもの
とするともに、生損保の募集秩序と競争条
件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケ
ティングの実現が確保されるように十分配慮
すること。
一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置につ
いては、長期にわたることのないよう十分配
慮すること。
一、支払保証制度については、早急に検討を開
始すること。

朗読により趣旨の説明といたします。
「保険業法案」及び「保険業法の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律案」
に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。
一、本法案に示した政省令を制定するに当たつ
ては、行政の透明性を確保するため、その内
容を明確に規定するべきはもちろぬ、本委員
会の審議の経過を十分に配慮し、いやくしくも
法律に明定された政省令以外の行政命令等
によって、本法案が意図する保険制度改革の趣
旨が損なわれることのないように格段の注意
を払うこと。
一、今回の制度改革が広範なものであることに
かんがみ、その着実な実施を確保するため
に、必要な場合には段階的・漸進的にこれ
を進め、混乱を招かないように配慮すること。
一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導
入などに当たっては、契約者保護に十分に留
意するとともに、ディスクロージャー(業務
及び財産の状況の開示制度)の充実を図って
自己責任の原則確立に資するよう配慮するこ
と。
一、ソルベンシーマージン基準については、早
期にその定着を図るとともに、将来その公表
を行うように検討すること。
一、生損保間の子会社による相互乗り入れを実
効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通
じ、利用者のニーズへの的確な対応を図るた
め、ファイアーウォールは必要最小限のもの
とするともに、生損保の募集秩序と競争条
件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケ
ティングの実現が確保されるように十分配慮
すること。
一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置につ
いては、長期にわたることのないよう十分配
慮すること。
一、支払保証制度については、早急に検討を開
始すること。

衆議院事務局

一、銀行・証券等との相互参入については、今
回の法律改正による制度改革の定着状況を見
極めつつ、子会社による相互参入ができるだ
け早期に可能になるように努めること。
一、自動車損害賠償責任保険の取扱について
は、事故処理に対する適正な事業運営体制の
確保に合わせ、自動車損害賠償責任保険が強
制保険であることにかんがみ、料率をできる
限り低廉にするように配慮すること。
以上であります。
何とぞ委員の御賛成を賜りますようお願い申し
上げます。(拍手)
○尾身委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○尾身委員長 起立多数。よって、両案に対し附
帯決議を付することに決しました。
本附帯決議に対し、政府から発言を求められて
おりますので、これを許します。武村大蔵大臣。
○武村國務大臣 ただいま御決議のありました事
項につきましては、政府といたしましては、御趣
旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○尾身委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○尾身委員長 御異議なしと認め、そのように決
しました。
〔報告書は附録に掲載〕
○尾身委員長 次回は、来る十八日木曜日午後三
時理事会、午後三時十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

印刷者 大蔵省印刷局